

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	行政視察報告	2
4	議 題	6
(1)	提出議案について	6
①	議案第 1 号 令和 4 年矢板市一般会計補正予算（第 3 号）	6
(2)	協議事項について	8
①	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	8
(3)	報告事項について	9
①	矢板市デジタル戦略のパブリックコメント実施について	9
②	矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について	11
③	矢板市犯罪被害者等支援条例の制定及びパブリックコメントの結果について	12
④	矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について	13
⑤	矢板市立川崎小学校の矢板小学校・東小学校への統合及び矢板市立泉中学校の矢板中学校への統合について	14
⑥	令和 4 年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について	14
⑦	事故報告について	16
⑧	市民体育祭のあり方について	17
⑨	矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について	18
5	その他	19
6	閉会	21

日 時 令和 4 年 8 月 1 8 日 (木) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 47 分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員15人 】

- ① 石塚政行
- ② 掛下法示
- ③ 神谷靖
- ④ 中里理香
- ⑤ 高瀬由子
- ⑥ 櫻井恵二
- ⑦ 藤田欽哉
- ⑧ 佐貫薫
- ⑨ 伊藤幹夫
- ⑩ 関由紀夫
- ⑪ 小林勇治
- ⑬ 宮本妙子
- ⑭ 石井侑男
- ⑮ 中村久信
- ⑯ 今井勝巳

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 齋藤淳一郎
- ② 副市長 横塚順一
- ③ 教育長 村上雅之
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和田理男
- ⑤ デジタル戦略課長 石川民男
- ⑥ 秘書広報課長 佐藤賢一
- ⑦ 総務部長兼総務課長 高橋弘一
- ⑧ 健康増進課長 日賀野真
- ⑨ 生活環境課長 村上治良
- ⑩ 建設課長 柳田豊
- ⑪ 国体・スポーツ局長 山口武

※新型コロナ感染症対策のため、関係する職員のみ出席

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 薄井勉
- ② 主査 粕谷嘉彦
- ③ 主査 佐藤晶昭

1 開 会

○議長（今井勝巳） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10：00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、第379回随時会議を開催いただきましてありがとうございます。

今回、市当局から提出いたします案件は、補正予算1件であります。

提出議案及び報告事項につきましては、所管の部課長から説明しますので、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

3 行政視察報告

○議長 初めに、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（佐貫薫） おはようございます。

議会運営委員会の行政視察し、行政視察について御報告を申し上げます。

今回の視察目的は、政策立案提言サイクルの磨き上げ、そして立案・提言内容の具現化を図るための方策について、先進事例を吸収し、矢板市議会に生かすことであります。

8月1日には岩手県奥州市議会を視察させていただきました。奥州市議会は、2021年度の全国議会改革度調査で全国3位の議会です。中でも特筆すべきは、政策立案提言プロセスの緻密な設計と提言内容の実現の追求であります。提言をして終わり、後は行政に任せるということではな

く、市民の方々を巻き込みながら、先進地調査・現地調査、執行部との協議を経て提言を完成させる。そして、政策提言の内容を議会で決議案として可決し、議場において提言書を提出することで、議会の意思決定としての重みをつける、政策決議提案という形式をとられていらっしゃいます。

そして、翌日8月2日には、宮城県登米市議会を視察させていただきました。登米市議会は、全国的にも数少ない事例である、議会による事務事業評価からの政策提言サイクルを、平成30年度から実施をされております。と同時に、約2年の間隔で、事務事業評価からの政策提言の目的・方法・指標などを見直され、さらに強化をされております。

以上で、壇上での報告を終わりますが、資料を含め、詳しい内容を記載しております行政視察報告書については、矢板市議会ホームページに掲載いたしますので、御高覧を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わりにいたします。

○議長 次に、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（高瀬由子） 総務厚生常任委員会行政視察について御報告申し上げます。

総務厚生常任委員会では、7月12日から14日までの3日間、人口減少対策という大テーマのもと、行政視察を実施いたしました。議会改革アドバイザー研修班のテーマも取り入れ、各地区の道の駅交流センターなども視察いたしました。

まず、北海道七飯町子育て施策についてです。大都市に隣接する七飯町では、住むなら七飯町を掲げ、子育て施策充実、施設新築と住宅造成等に注力しています。病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て短期支援事業を三つの柱に、「遊んでサンデーパパ」や母子手帳アプリ、子育てア

プリ「ななっふる」など、魅力的な施策を推進し、令和元年から3年まで転入が転出を上回っています。近隣市に比べて職場が少なく、土地が安価な矢板市と同環境にある七飯町に学ぶことは多く、職場がなくても子育て施策を充実すれば、若い世代の移住定住が望め、人口増加に繋がるという好例でありました。

次に、ニセコ町移住定住創業支援についてです。ニセコ町は、住むことが誇りに思える町づくりを基本構想に、情報共有と住民参加を2大原則とし、効果的発信より20年間人口が増加しています。ニセコ町移住ポータル、移住定住窓口設置、インターナショナルスクール開校で、英語教育重視の日本人定住も加速しました。町役場職員の約7割が移住者で、各種の施策、各企業のノウハウが自然淘汰され、理想の施策展開を可能にしています。移住定住案内には、町の魅力や創業支援等も含まれ、町全体のおもてなしで観光客が移住者となっています。移住を推進するには、柔軟な思考と横断的な対応が必須と痛感いたしました。

最後に、留寿都村子育て施策についてです。留寿都村は、子育て施策を重視し、出産祝い金、「君の椅子」の贈呈、スポーツ活動奨励、学習支援、各種助成と村独自の事業を行っています。「るすつ子どもセンターぽっけ」は、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ、小型児童館を備えた複合施設で、地域共生型の児童福祉中核施設として、就学前から就学後まで一貫して、児童の成長等を把握しやすい環境が整備され、幅広い年代の方が利用できる多世代交流の場です。子育て支援は、移住定住の大きなポイントであり、人口減少、少子高齢化対策において、子育て世代が選んでくれる町づくりは欠かせない視点となります。視察先の施策を参考に、矢板市が選ばれる町になるよう取り組んでいただくことを要望して、報告を終わります。

○議長 次に、建設経済文教常任委員長の報告を求めます。

○建設経済文教常任委員長（中里理香） 過日、実施いたしました、経済建設文教常任委員会行政視察研修について御報告申し上げます。経済建設文教常任委員会では、令和4年7月25日から27日までの3日間、資料に記載の参加者により行政視察を実施いたしました。

まず、長野県上田市では、まちのコイン「もん」を介してお店がお客様と繋がり、地域の支え合いになる仕組みについて伺いました。仕事とボランティア間のお手伝いを通じて、手伝って欲しい、一緒に考えて欲しいなどを実践していました。人と町が楽しみながら自然と繋がっていく取組は、新しい視点だと感じました。

次に伊那市では、「伊那市50年の森ビジョン」として、林業の復権と森林の教育、子育てへの利用について学びました。1例として、公共建築物の木質化等の取組があります。また、保育園の山保育の施設整備を進め、「がるがるっ子」教育により生涯にわたる生きる力を育む教育を実践しています。後継者育成のためにも、小さい頃から地域の山に親しむことが必要だと感じました。

最後に、飯田市では南信州観光公社の体験型観光推進の取組について伺いました。受入れ側にもメリットがある仕組みづくりが必要であり、プロモーションにより「人を呼込む」を優先すべきとのお話でした。関わる人の誇りや自信、技術、人柄に体験者が感動する。自分たちの生活そのものが魅力的な資源になり得ること、地域の人と共有する必要性を実感いたしました。

以上で壇上での報告を終わります。

○議長 以上で行政視察報告を終わります。詳細については、事務局に報告書を保管しておきますので、御覧いただきたいと存じます。

4 議 題

(1) 提出議案について

① 議案第1号 令和4年矢板市一般会計補正予算（第3号）

○議長 議題に入ります。①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） おはようございます。

議案第1号、令和4年度矢板市一般会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各事業の経費の補正であります。

それでは補正予算書の1ページになります。議案第1号 令和4年度矢板市一般会計補正予算（第3号）、以下の朗読は省略させていただきます。

2ページ、3ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正です。上の段の歳入につきましては、15款 国庫支出金で補正を行っておりまして、歳入補正額の合計は7,430万円。歳入総額は142億6,770万円となります。下の段の歳出につきましては、記載の2款 総務費から10款 教育費で補正を行っておりまして、歳出補正額の合計は7,430万円、歳出総額は142億6,770万円となります。

詳細につきましては、予算に関する説明書で説明いたします。予算に関する説明書の4ページ、5ページになります。まず2の歳入です。先ほど冒頭で申し上げましたが、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る各事業の経費の補正であります。そのため、歳入は、15款 国庫支出金の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のみ補正でございます。この後、歳出のほうで個別の事業を説明いたしますが、この臨時交付金を活用しまして、燃油価格、物価高騰への対応及び地域

経済支援への対応等を行ってまいります。また、令和4年度当初予算で、実施設計業務の委託料を計上していた矢板小学校体育館トイレ改修工事の工事請負費を計上しております。

続きまして、3の歳出です。2款1項2目 広報広聴費のシティプロモーション事業は、地域経済支援対応分であります。コロナ禍において、集客や売上等に影響を受けたイベントや店舗などをテレビ番組で紹介することで、矢板市への集客を増やし地域経済の活性化を図る事業であります。とちぎテレビで、夕方6時から放送している番組、イブ6プラスの中で、生放送を10回放送するものであります。6款1項3目 農業振興費の農業振興事業は、燃油価格物価高騰対応分であります。燃油価格高騰に伴う農業者支援のため、燃油等の価格上昇分を助成する事業であります。令和3年度と同じ規模で営農している認定農業者や、個人、法人等に対し令和3年に支出した農業に係る動力光熱費の額をもとに、燃料費価格上昇相当分、15%を算出しまして、令和4年度分として助成するものであります。7款1項2目 商工振興費の商業等活性化支援事業は、燃油価格物価高騰対応分であります。運送業務を主とする事業者等に対し、事業用車両に係る燃料費の一部を補助することにより、事業者等の事業継続、経営の安定化を支援する事業であります。矢板市内に本社又は本店、支店、営業所等を置き、運送業務を主たる事業とするものが対象であります。登録台数に応じて補助するものでありまして、軽自動車は1台1万円、小型以上の自動車が1台2万5,000円を補助するものであります。10款2項3目 学校建設費の小学校施設大規模改修事業は、指定避難所にもなっている矢板小学校体育館トイレにおいて、感染リスク低減のため、手洗い水栓を非接触型にすることや、清掃しやすい乾式の床に改修すること、また、トイレの洋式化等バリアフリー化を行う事業でありまして、

令和4年度を当初予算で実施設計業務の委託料のみを計上しておりました。
この度、設計業務が完了したため、工事請負費を追加計上したものであります。資材調達及び工期確保の観点から、今回の補正予算に計上したものであります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(2) 協議事項について

① 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に、(2)協議事項に入ります。①について説明を求めます。

○議会運営委員長 会議期間、日程及び議案の取扱いについて御協議を申し上げます。

第379回随時会議の議会運営については、去る8月12日午前10時から、第2委員会室において、議会運営委員会を開催し協議をいたしました。

提出議案の件数及びその取扱い等について慎重に協議した結果、この随時会議の会議期間は本日1日と決定をいたしました。

議案の取扱いにつきましては、会議規則第37条第2項の規定により、常任委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと思います。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。委員長報告のとおり御協力をお願いいたします。

(3) 報告事項について

① 矢板市デジタル戦略のパブリックコメント実施について

○議長 次に、(3)報告事項に入ります。①について説明を求めます。

○デジタル戦略課長（石川民男） 矢板市デジタル戦略のパブリックコメント実施について御報告いたします。近年、急速なスピードで進展しているデジタル技術を活用したサービスは、市民の生活にも大きな変化をもたらしており、このような中で、持続的で効率的な行政運営と、安心安全を前提とした人に優しいデジタル化を実現するためのデジタル変革が必要とされています。このことから、国や県の施策を見極めながら、デジタル変革による社会全般の急速な変化に柔軟に対応し、すべての市民一人ひとりがそれぞれの幸せを感じながら、生き生きと暮らせる社会を実現するために、「デジタルバリアフリーのまち やいた」を戦略ビジョンに掲げ、矢板市デジタル戦略の策定を進めてまいりましたが、この度、戦略がまとまりましたので、パブリックコメントを実施するものであります。実施期間につきましては、8月22日から9月21日までの1か月間、実施方法などにつきましては記載のとおりです。

戦略の概要であります。資料の1ページ目デジタル戦略の概要を御覧ください。計画期間は令和4年度から令和7年度までとなっております。やいた創生未来プランを、DXの側面から支援する立ち位置からこのような期間となっております。矢板市デジタル戦略においては、デジタル化に伴う社会変革、いわゆるDXを行政のDX、暮らしのDX、産業のDX、学びのDXの4種類に分類し、それぞれの分野の個別戦略の展開によって急激なデジタル化の波に対応しようとするものです。行政のDXでは、「行かなくても“できる”市役所」と「デジタルを活用した業務効率の高い市役所」の二つの方針を目指していきます。暮らしのDXでは住みやすい矢板のために「市

民生活のデジタル化」を促進してまいります。産業のDXでは、「デジタルを活用した産業の活性化」を促進してまいります。そして学びのDXは「新時代に対応した人“財”づくり」を推進し、市民をはじめとした様々なステージにおきまして、学びの提供を行い、急激なデジタル化に対して柔軟に対応できる素地を育成し、前例や実績が乏しいDXの環境の中で、将来的にはデータや根拠に基づく、政策や施策の決定ができる体制づくりにつなげてまいります。

次に推進体制でございますが、これら五つのDX基本方針を実現するために、矢板市DX推進本部を設置いたします。詳細は、戦略本部34ページ、35ページに記載してございます。内容といたしましては、本部長に市長、副本部長兼CIOを副市長、副本部長を教育長とし、CIO補佐官に外部人材を登用する予定でございます。この組織は、推進本部、調整部会、都度設置されるプロジェクトチーム等から構成されておりまして、中長期的には、PDCAサイクルによる進行管理を基本といたします。

また、短期的には、情報収集、状況判断、意思決定、行動を繰り返しながら、進行計画を進めるOODAループというものを採用いたしまして、即着手できるものをスモールスタートし、新しい技術等を用いる場合には、トライアンドエラー、いわゆる試行錯誤による評価改善を行うなどして、取組に要する費用と時間を最小限に抑えデジタル化の潮流に、臨機応変に対応できるようにしてまいります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について

○議長 次に、②について説明を求めます。

○生活環境課長（村上治良）

矢板市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について御説明いたします。

資料を御覧ください。条例を改正する趣旨といたしましては、資料に記載のとおり、令和3年7月に、静岡県熱海市で発生した盛土が原因とみられる大規模土砂災害に起因するものでございます。栃木県内におきましても、県外からの土砂搬入が続いており、一部では異臭を放つ改良土等も含まれている状況にあります。このような状況のもと、矢板市におきましても、一刻も早く県外からの土砂搬入等を防ぐため、早急な対応が必要であると捉えて、条例を改正するものであります。

条例案の内容につきましては、別添資料の2枚目からの改正案要綱に記載のとおりであります。主なところといたしまして、土砂等の埋立て等に供する面積要件の下限値を現行の1,000平方メートルから500平方メートルに変更すること。土砂等の安全基準等の適合化を図ること。周辺住民等への説明及び許可基準を厳格化して、県外からの土砂搬入を防ぐことなどを盛り込んでおります。現在、令和4年10月1日施行に向け、関係機関と最終手続きを進めており、本条例案を市議会定例会、第380回定例会議に議案として提出する予定でございますので、趣旨御理解をいただき、何卒よろしくお願い申し上げます。

説明は以上となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

③ 矢板市犯罪被害者等支援条例の制定及びパブリックコメントの結果について

○議長 次に、③について説明を求めます。

○生活環境課長 矢板市犯罪被害者等支援条例の制定及びパブリックコメントの結果について御説明いたします。

資料を御覧願います。条例制定の趣旨及び概要につきましては、資料に記載のとおりであり、内容につきましても、6月3日の全員協議会にて、条例案を要約して説明させていただきましたので、詳細は省かせていただきます。なお、資料の2枚目と、3枚目に制定案要綱を添付しておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。

次にパブリックコメントの結果についてであります。資料の別記様式第2号、4枚目になります。意見募集結果を御覧ください。結果につきましては、資料に記載のとおり、令和4年6月3日から7月2日までを募集期間としておりましたが、市民の皆様からの御意見は寄せられませんでした。これにより、新たに条例を制定する議案につきましては、市議会定例会第380回定例会議に提出させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

説明は以上となりますのでよろしく願いいたします。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

④ 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長 次に、④について説明を求めます。

○建設課長（柳田豊） 矢板市道路占用料徴収条例の一部改正について御説明させていただきます。

本条例の上位法であります道路法の施行令の一部が、国において改正され、また、栃木県においても改正されましたので、今回、本市の道路占用料徴収条例の一部改正をするものであります。

それでは改正内容を御説明いたします。主なものは2点ございます。

1点目が占用料の額の一部改定であります。占用料の額につきましては、民間における地価水準や地価に対する賃料の水準の変動等を勘案して算定されております。そして国においては、固定資産税評価額の評価替えに伴い、3年ごとに見直されております。今般、国が平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替えを踏まえ、占用料の額が改正されたものであります。

2点目といたしましては、自動運行補助施設を新設するものであります。自動運行補助施設は、自動運行車の安全の運行、道路インフラ側から位置の補正などによって補助する施設の車道上の設置を認めるほか、占用料の額を定めるものです。

これら改正による本市の影響額といたしましては、令和4年4月1日現在の専用物件内容で試算いたしますと、約80万円程度の増額となる見込みでございます。

この条例の一部改正につきましては、9月市議会定例会に議案として提出いたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

説明は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 矢板市立川崎小学校の矢板小学校・東小学校への統合及び矢板市立泉
中学校の矢板中学校への統合について

○議長 次に、⑤について説明を求めます。

○教育総務課長（細川智弘） 矢板市立川崎小学校の矢板小学校・東小学校への
統合及び矢板市立泉中学校の矢板中学校への統合について説明いたします。

資料を御覧ください。概要は、矢板市小・中学校適正規模適正配置計画
第1期に基づきまして、川崎小学校及び泉中学校は令和5年3月31日をもっ
て閉校し、同年4月1日から川崎小学校はJR線路西側を矢板小学校、JR
線の東側を東小学校に統合し、泉中学校は矢板中学校に統合するため、9月
議会において関係条例の改正を上程いたしますので、よろしくお願ひします。
参考に、統合に向けての準備等を記載しておりますので、御覧いただきたい
と思います。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 令和4年度全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結
果について

○議長 次に、⑥について、説明を求めます。

○教育総務課長 今年度を実施した全国学力・学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果について御報告いたします。

全国学力・学習状況調査は、4月19日に小学校6年生と中学3年生を対象として、国語、理科、算数、数学が実施されました。その結果が、文部科学省から7月28日に公表されております。

平均正答率から結果を見ますと、小学校6年生につきましては、国語が全国・県とほぼ同じ結果となり、算数、理科につきましては、全国・県を上回る結果出ました。中学3年生につきましては、国語、数学、理科について、全国、県を下回る結果となっております。

同時に実施されたとちぎっ子学習状況調査は、栃木県の小学4・5年生と、中学2年生を対象として、小学校で国語、算数、理科、中学校におきましては国語、数学、社会、理科、英語が行われました。その結果が7月28日に公表されております。平均正答率から結果を見ますと、小学4・5年生につきましては、国語、算数が、県を上回り、理科につきましては、県とほぼ同じ結果となりました。中学2年生につきましては、国語、社会、数学は県とほぼ同じ、理科は上回り、英語は下回るという結果でした。

今回の結果を受けまして、教育委員会といたしましては、引き続き学力向上推進リーダーを中心とした、授業改善への支援、指導主事による研修を実施いたします。小・中学校は、これまでの学習指導に関わる取組の成果や課題を把握して学力向上改善プランを作成し、学校全体で取り組む内容を明確にすることで、学習指導に関わる検証改善を行います。さらに、全児童・生徒に配備したタブレット端末の活用によるICT教育を推進していきます。今後も小・中学校の教職員と連携し、学力の向上に努めてまいります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑦ 事故報告について

○議長 次に、⑦について説明を求めます。

○教育総務課長 事故報告についてでございます。

事故の発生について報告いたします。発生日時は8月3日、午後0時45分頃です。発生場所は位置図を付けておりますが、川崎小学校の西側の主要地方道矢板那須線と県道矢板塩谷線の交差点付近でございます。

事故の状況は、学校用務員が運転する庁用車の軽トラックが、主要地方道矢板那須線の下り車線を走行中、スペアタイヤが落下して路上に落ち、そのスペアタイヤを、後続していた普通車が乗り上げたものであります。

被害状況は、後続車の底の部の破損、軽トラックのスペアタイヤの破損であります。軽トラックは学校用務員1名、後続車には運転手1名が乗車しておりましたが、共にけがはありませんでした。スペアタイヤの落下は軽トラックのスペアタイヤの留め具の劣化により起こったものであります。

事故の相手方とは、現在、被害状況等について調査、協議中ではありますが、過失は全面的に市側にある状況であります。今後、相手方との示談が整いましたら所定の手続きを行い、議会に改めて報告いたしますのでよろしく願いいたします。

今回の事故は、関係者の皆さんをはじめ、多くの皆さんに御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。ほかの学校配備の軽トラックにつきましては、自動車整備業者によるスペアタイヤの留め具の点検をいたしますとともに

に、今後は、車両の点検を含めた交通安全教育の徹底を図ってまいります。

説明は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

○中村議員 1点お尋ねします。詳細については説明があったので理解したのですが、車両のスペアタイヤの留め具の劣化ということなので、これは整備不良等には当たるのでしょうか。

○教育総務課長 現場では警察が立ち会って事故処理をしておりますが、整備不良という話は聞いておりません。

○議長 ほかにございませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑧ 市民体育祭のあり方について

○議長 次に、⑧について説明を求めます。

○国体・スポーツ局長（山口武） 市民体育祭のあり方について報告をいたします。資料を御覧ください。

市民体育祭につきましては、国体開催までの3年間の休止と区長から提出のあった意見書をもとに、そのあり方の検討を行う旨、令和2年1月11日の全員協議会で報告をさせていただきました。

区長会意見書の内容は、現在の実施方法のまま継続することは困難であり、見直しをするよう要望するものでございました。このことから、矢板市スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ推進委員の正副会長との協議の上、検討案を作成し、今年の5月20日に、行政区長役員会、6月17日にスポーツ協会理事会に諮り検討案を了承いただいております。その後、庁内手

続きを経て決定をしております。

その内容につきましては、現在の情報化やそれに伴う生活様式の多様化が進む社会において、市民体育祭の掲げる目的のもと、一律の運動会形式を継続することには限界があることから、現行の市民体育祭は中止とし、多様な主体の参加により人の交流を育み、新たなコミュニティの形成を促すため、誰もが楽しめるスポーツフェスティバルを開催することといたしました。スポーツフェスティバルは、矢板スポーツ協会が主催し、自由参加とし、子供やスポーツ未経験者でも楽しめるよう、スポーツ協会加盟団体の競技を体験型で実施をします。また、未来技術を活用し、競技スポーツに興味のない方でも、体力テストや健康診断等を行えるよう、文化スポーツ複合施設の完成に合わせ、とちぎフットボールセンターを会場として、令和6年度に開催することとします。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑨ 矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について

○議長 次に、⑨について説明を求めます。

○国体・スポーツ局長 続きまして矢板市体育施設設置及び管理条例の一部改正について報告をいたします。資料を御覧ください。

泉中学校が令和4年度末をもって廃校になることに伴い、学校施設として運用してきた体育館及びグラウンドの用途を変更し、泉地区の中核体育施設として、引き続き市民に開放するため、矢板市体育施設設置及び管理条例の

一部を改正しようとするものであります。

改正内容といたしましては、基本情報として、名称を泉中学校体育館から泉体育館に、泉中学校校庭から泉グラウンドに変更いたします。使用期間使用時間及び料金につきましては、ほかの施設を参考といたしまして、料金につきましては料金の原価算定、これをもとに定めてございます。

9月議会に議案として提出をいたしまして、周知期間をもって、廃校から切れ目なく、体育施設として使用できるように整備してまいります。

報告は以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 その他

○議長 議員各位及び執行部から何かありませんか。

(健康増進課長挙手)

○健康増進課長(日賀野真) 健康増進課より、新型コロナウイルス感染症対策について御報告させていただきます。

なお資料はございませんので、お聞き取りいただきたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染第7波の急拡大に伴い、去る8月4日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、御承じのとおり、BA.5対策強化宣言、これが8月5日から31日まで発出されまして、これまでの基本的感染症対策のほか、早期のワクチン接種の検討、そして感染リスクの高い行動の自粛、高齢者などと接する場合の事前検査の実施、それから救急車の適切な利用などが要請されたところでございます。

これを受けまして翌8月5日、矢板市新型コロナウイルス感染症対策本部を開催しまして、これまでの取組に加えまして、8月8日朝における、市内5か所での感染拡大防止啓発の立哨、そして8日から10日までの市内全域にわたる広報車による感染拡大防止のアナウンス、以上2項目をお盆期間前の緊急対策として決定し、実施したところであります。

続きまして、ワクチン接種について御説明いたします。重症化予防の規定目的とする4回目の新型コロナウイルスワクチン接種については、60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患を有する方のほかに、医療従事者及び高齢者施設等の従事者が追加となりました。これまで約1万2,200名分の接種券を送付しまして、順次接種をしていただいているところであります。

次に、昨今話題になっておりますオミクロン株に対応した新型コロナワクチン接種についてでございますが、去る8月5日、国による自治体向け説明会が開催されまして、来る10月半ば以降に接種が開始となるというスケジュール感が示されたところであります。ただし、この新しいワクチンの薬事承認については9月以降となる予定で、供給量も未定となっております。また、対象者の範囲ですとか前回のワクチン接種からの間隔等も、今のところ明らかになっておりません。これら内容については、現在、国において検討がなされているところでありますので、詳細については、今後の国の決定を待つて、本市としても対応していきたいと考えているところであります。しかしながら、当初、9月30日までとされていた接種期間については、延長となることがほぼ確実となりましたので、10月以降、新たに接種費用、コールセンターの業務委託料、接種会場運営費等が必要となります。これらのうち、当面の歳出に係る補正予算について調整の上、来る9月定例会議に提出させていただきたいと考えておりますので、御審議をくださるようよろしくお願い申し

上げます。なお、費用については全額国の負担となる見込みです。

最後になりますが、市内の感染状況につきましては、皆様、御承じのとおり、7月下旬以降増加の一途をたどっておりまして、7月、1か月間の感染者数は、364人と過去最多を更新しているところであります。そしてさらに、今月につきましても、昨日17日現在で、既に524名を記録しているところであります。また、先月下旬には、市内高齢者施設において本市4例目、県内では365例目となるクラスター事案も発生するなど、非常に厳しい状況が続いておりますので、今後とも感染拡大防止の呼びかけを行うとともに、市の医師団の皆様との御協力のもと、ワクチン接種の推進を図ってまいりたいと考えております。

このように、感染症をめぐる状況は、随時変化しているところであります。本日も、発熱外来逼迫解消の取組として、コロナ無料検査キットの配布を拡充するという取組が報道されたところであります。こうした県の取組と足並みをそろえて、社会活動、社会経済活動の維持と医療逼迫回避の両立という観点のもと、引き続き対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のお協力をお願い申し上げます。

報告は以上とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。そのほかについてほかに何かございませんか。

(なし)

6 閉会

○議長 全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。(10:47)

令和 年 月 日

議長